

三原市中心市街地活性化基本計画

平成27年12月

(平成27年11月27日認定)

広島県三原市

目 次

	頁
○ 基本計画の名称 -----	1
○ 作成主体 -----	1
○ 計画期間 -----	1
1 章. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 -----	1
[1] 三原市の概要 -----	1
[2] 中心市街地の現状分析 -----	4
[3] 住民のニーズ等の把握・分析 -----	23
[4] 中心市街地活性化に係る取組み -----	32
[5] 中心市街地活性化の課題 -----	40
[6] 中心市街地の活性化の基本方針 -----	44
2 章. 中心市街地の位置及び区域 -----	48
[1] 位置 -----	48
[2] 区域 -----	49
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明 -----	55
3 章. 中心市街地の活性化の目標 -----	61
[1] 中心市街地活性化の目標 -----	61
[2] 計画期間の考え方 -----	62
[3] 具体的な目標数値について -----	63
4 章. 土地区画整理事業，市街地再開発事業，道路，公園，駐車場等の公共の用 に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 -----	87
[1] 市街地の整備改善の必要性 -----	87
[2] 具体的事業の内容 -----	88
5 章. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 -----	92
[1] 都市福利施設を整備の必要性 -----	92
[2] 具体的事業の内容 -----	92
6 章. 公営住宅等を整備する事業，中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の 供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事 業等に関する事項 -----	94
[1] 街なか居住の推進の必要性 -----	94
[2] 具体的事業の内容 -----	94
7 章. 中小小売商業高度化事業，特定商業施設等整備事業，民間中心市街地商業 活性化事業，中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上 のための事業及び措置に関する事項 -----	96
[1] 経済活力の向上の必要性 -----	96
[2] 具体的事業の内容 -----	96

8章. 4章から7章までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する 事項 -----	108
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 -----	108
[2] 具体的事業の内容 -----	108
◇4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所 -----	110
9章. 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する 事項 -----	111
[1] 市町村の推進体制の整備等 -----	111
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 -----	118
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等 -----	134
10章. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 -	138
[1] 都市機能の集積の促進の考え方 -----	138
[2] 都市計画手法の活用 -----	141
[3] 都市機能の適正立地, 既存ストックの有効活用等 -----	141
[4] 都市機能の集積のための事業等 -----	142
11章. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 -----	144
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 -----	144
[2] 都市計画との調和等 -----	144
[3] その他の事項 -----	145
12章. 認定基準に適合していることの説明 -----	146